

令和5年高島市教育委員会第10回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年10月25日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時48分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和5年第9回定例会会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第51号 高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について
議第52号 高島市部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱等について
議第53号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について）
議第54号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案
議第55号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市教育委員会事務局会計年度任用職員の懲戒処分について）
報告第17号 高島市今津児童体育館の管理運営に関する規則の廃止について
報告第18号 令和5年度「関西文化の日」への参加に伴う近江聖人中江藤樹記念館の無料入館日を定めることについて
- 4 出席委員
川島教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育指導部長、木下教育総務部長、熊地教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部調整担当監（図書館担当）、竹井社会教育課長、小川文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、横井川市民会館長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、保木学事施設課長、川崎学校給食課長、西川給食施設整備課長、松岡教育総務課主任、末綱同課主査
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第10回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 川原林委員、高木委員

議題の公開／非公開 議第55号の非公開を決定

議第51号 高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

【説明】 竹井社会教育課長

本件は、高島市文化振興推進審議会規則第2条第3項に基づき、高島市文化振興推進審議会委員に次の者を委嘱することにつき議決を求めるものである。

現文化振興推進審議会委員の任期については、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間となっているが、関係分野から選出された者として、市文化協会から選出されている文化協会事務局長の上原氏が退職されたことに伴い、今回、新しく高島市文化協会の事務局長になられた馬場氏を後任として委嘱するものである。任期は、上原委員の残任期間である令和5年10月25日から令和6年6月30日までの約8カ月となる。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第52号 高島市部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱等について

【説明】 岡部学校教育課長

本件は、高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱第3条の規定に基づき、高島市部活動の地域移行検討協議会委員に次の者を委嘱または任命することにつき、議決を求めるものである。

資料の表のとおり、1～4号の委員については、それぞれ高島市スポーツ協会、高島スポーツ少年団、高島市総合型スポーツクラブおよび高島市文化協会の各関係団体代表者4名、9号の委員については3名の、合計7名を委嘱し、5～7号の委員については、それぞれ高島市PTA連絡協議会、高島市中学校長会、高島市中学校体育連盟支部長の各関係団体代表者3名に加え、8号委員として高島市教育委員会事務局4名の合計7名を任命するものである。

任期は、令和5年11月1日から令和6年3月31日までである。

委嘱または任命する委員14名ともに、高島市部活動の地域移行の在り方について、専門的な見地やそれぞれの立場から助言や意見をいただくこととなる。

【質疑等】

○田邊委員

9号委員の田中氏の所属する会社について、所在地はどこか。

○饗庭教育指導部長

田中氏の所属する会社は、新旭町に所在する。スポーツに関する指導等を行っておられるとのことである。スポーツの指導や普及に関わるご本人の経験から委嘱するものである。

【採 決】 可決

議第53号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市いじめ問題大差育委員会委員の委嘱について）

【説 明】 岡部学校教育課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年9月28日に別紙のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

資料のとおり、法律、心理、福祉の専門家をそれぞれの分野から各1名、合計3名を委嘱するものである。

任期は、令和5年10月1日から令和7年9月30日までである。

委嘱する委員は3名ともに再任であり、引き続き、いじめ防止に関わる施策や小中学校の取組に対して、専門的な見地から助言や指導をいただくことになる。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第54号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案

【説 明】 熊地教育総務部次長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書を別紙のとおり作成し、議会に提出するとともに公表することについて議決を求めるものである。

添付の別冊資料をご覧いただきたい。この点検及び評価は、法に基づき、毎年実施しているものである。評価にあたっていただいた外部委員は、第5回定例会で可決いただいた、海老澤委員、杉浦委員、鎌田委員の3名である。評価方法については、各事業の必要性、達成度、効率性または合理性の3項目で評価いただき、それらを加味して総合評価を5段階で行うこととしている。

各事務事業については、p.8以降に記載の34事業を評価対象としている。

p.5に県立大学杉浦委員による総評を掲載しているもので、こちらをもとに以下説明する。

今回評価対象とした34事業は、高島市教育大綱に沿った事業であり、目標1～5にわたる各種区分されており、目標1に関する事業は14事業、目標2に関する事業は8事業、目標3に関する事業は3事業、目標4に関する事業は3事業、目標5に関する事業は6事業である。これらについて評価いただいたところ、Aランクが24事業、Bランクが10事業という結果になり、令和3年度の事業よりも前進が見られたということであった。令和3年度においては、2事業においてCランクもあったが、これらがBランクとなった。

学校教育分野について、全ての小中学校でマイスクール事業が再開されたこと、ICT機器の導入と整備も進展されたことが評価されている一方で、不登校児童数というのは依然として増加傾向にあり、教育相談の重要性が増しているというご意見をいただいている。

社会教育分野について、たかしまアカデミーが開校し、25名の受講生が一期生として学びの一步を踏み出したということで、これからの地域人材の育成と地域づくりへの発展が期待されるという評価をいただいた一方で、課題として青少年教育、人権教育については当時コロナ禍であったものの、影響を考慮し事業を中止していたが、もう少し工夫を凝らして代替案を含めて実施に向けた検討をすべきではなかったかというご意見をいただいた。

文化財関連事業については、高島市文化財保護活用地域計画に沿った取組が進められているということ、これらを生かした地域づくりが目指されているという評価である。

スポーツ関連事業については、令和7年度開催の国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の開催に向けての準備等が進められており、また、コロナ禍を乗り越えてトレイルランニング等のスポーツイベントが開催されたことは大きな成果という評価をいただいている。

【質疑等】

○橋本委員

p.13について、令和3年度にAだった事業が令和4年度にBになった要因等は。

○岡部学校教育課長

p.13～14の事業については、働き改革に見合った研修実施体制になっているかということ、内容が現場に返っているかというアンケート結果等の観点から今年度こういった評価結果となった。

○橋本委員

生徒指導や特別支援に関して、現場が目の前で子どもたちと関わることであり、研修を受けているのになぜこれがBなのかと思ったが、アンケートの取り方やフィードバックの仕方とか、実際現場でどういうふうに反応として対応しているのかを目に見えるようにしなさいということに納得した。

P.31はCからBに上がっている。こちらは、よえもん道場の事業かと思うが、外部評価コメント内で、社会教育指導員の人数減が挙げられている。予算編成の時期かと思うが、社会教育課として増員の方向性で動いているのか。

○木下教育総務部長

社会教育指導員の設置に関しては、令和4年度時点で1名であったものの、令和5年度では2名体制を確保できている。それを受けてのコメント内容となっている。

【採 決】 可決

議第55号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市教育委員会事務局会計年度任用職員の懲戒処分について）

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 承認

報告第17号 高島市今津児童体育館の管理運営に関する規則の廃止について

【説 明】 森本市民スポーツ課長

本件は、高島市児童体育施設の設置及び管理に関する条例に規定される今津児童体育館を、高島市立学校施設に所管替えするため、令和5年10月1日に同条例を廃止し、これに伴って同日、高島市今津児童体育館の管理運営に関する規則を廃止したので報告するものである。

【質疑等】 なし

報告第18号 令和5年度「関西文化の日」への参加に伴う近江聖人中江藤樹記念館の無料入館日を定めることについて

【説 明】 小川社会教育課長

本件は、令和5年度「関西文化の日」への参加に伴い近江聖人中江藤樹記念館の無料入館日を定めることについて、近江聖人中江藤樹記念館の設置および管理に関する条例第7条第2項ならびに近江聖人中江藤樹記念館の管理運営に関する規則第9条の規定に基づき、無料入館日を下記のとおり定めることとしたので報告するものである。

関西文化の日は、関西広域連合の主催のもと、関西が誇る長い歴史に培われた豊かな文化資源に気軽に触れる機会を提供し、文化が息づく関西を広くアピールするもので、通常、入館料は大人300円となっているが、令和5年11月18日および19日の2日間は無料入館日とする。「関西文化の日」に参加することで当施設を広くPRでき、無料入館日以外の日においても来場が期待できることから、例年行っているものである。

【質疑等】 なし

閉会 教育長が第10回定例会の閉会を宣言